

議 案 第 3 2 号

松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の  
制定について

松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を別紙のよう  
に定める。

平成22年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の任期を定めた採用を行うことにより、高度の専門性を備えた  
民間人材の活用や期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応を図  
るため。

## 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難であ

る場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者は除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
1	375,000円
2	424,000円
3	477,000円
4	543,000円
5	620,000円
6	724,000円
7	848,000円

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号俸を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その俸給月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号俸の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績

手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第5条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条、第5条、第6条、第9条の2から第11条まで、第11条の3、第20条の4及び第20条の5の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第17条の3、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条の3中「第9条の2に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 年松戸市条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第9条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第5条第2項中給与条例第20条第2項に関する部分は、平成23年4月1日から施行する。

(松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年松戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤勉手当」の次に「、特定任期付職員業績手当」を加える。

第12条の2中「支給される職員」の次に「又は松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 年松戸市条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」を加える。

第14条の次に次の1条を加える。

（特定任期付職員業績手当）

第14条の2 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

第19条の次に次の1条を加える。

（特定任期付職員についての適用除外）

第20条 第4条から第5条まで、第6条の2、第9条から第11条まで及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。